

翻訳

フィリップ・サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(5)

フランス近代法研究会

しかし、誰に身分証書の管掌をさせるのか。立法委員会は、市町村役場を指定した。皆が、この提案を支持したわけではなかつた。多くのものは、田舎の大部の市町村役場が、あまりにも知識が乏しく、また、新しい義務を引き受けることを嫌うのではないかと考えた。あるものは、治安判事が、また、あるものは、公証人⁽²⁾が、ゴイエ⁽¹⁾は、公教育の教師が適任であると主張した。ある人々は、農村共同体のほとんどすべての市民が、文字を書けないことを知っていたので、この件に関しては、市民的な職務に限定して、主任司祭が適任であると提案した。⁽⁴⁾

それぞれの提案が受け入れられがたいものであった。治安判事は、小郡(canton)⁽²⁾役所所在地にのみおかれていた。公証人は、無償でこの新たな職務に従事するはずはなかつた。

一七九二年五月から六月の間に行われた議会でのこれらの審議の後に、直ちにこのデクレが成立したわけではなかつた。ますます激化する特權身分の抵抗や、オーストリア・プロイ

セんに対する戦争などの内外の諸事態は、デクレの成立を遅らせる原因となつた。しかし、八月一〇日（革命⁽⁴⁾）の後に、自らを解体するにいたるまで、立法議会は、これまで討議を重ねてきたあらゆる問題と、自らが打ち立ててきた諸原理を想起し、国民公会（の召集）を目前にした一七九二年九月二〇日に、身分証書と婚姻証書とを世俗化するデクレを成立させた。こうして、世俗の問題と宗教上の問題との混同は、消滅しつつあり、中世は、消失しつつあった。啓蒙思想が勝利しつつあった。

国家は、市民に対して、身分登録簿を適確に管理し、保全することを保証する。

登録簿は、市町村役場によつて作成される。婚姻証書は、教会で祝福を受ける前に、当事者双方の申告に基づき作成され、出生証書は、父親、もしくは産科医の申告に基づき作成される。また、死亡証書は、二名の近親者、もしくは二名の近隣のものの申告により作成される。⁽⁵⁾ 相変わらず、聖職者に對して申告しようとする市民の抵抗を阻止するため、一七九二年一二月一九日、国民公会は、出生ならびに死亡の申告を三日以内に行わなければならず、これに違背すれば、二カ月

の禁錮に、累犯に対してもは六ヶ月の禁錮に処すると議決した。出生証書および婚姻証書に関しては、二人または四人の承認が、申告者を補佐しなければならない。これらの証人は、二歳以上でなければならない。男性であるか女性であるかを問わない。⁽⁷⁾ すなわち、立法議会は、女性の証言と男性の証言とが同一の価値を有すると考えるのを正当としたのである。

市町村は、出生、婚姻および死亡を、一七三六年の王令で定めた单一の登録簿ではなく、それぞれ二部で編成する三冊の登録簿において認定することとなつた。⁽⁸⁾ さらに、登録簿の厳密な管理を確保するために、行政当局は、不斷の監査を行うこととした。

ディストリクト執行委員会委員長が、登録簿に受理番号を打ち、花押をなし、それらを市町村役場に返送する。次いで、市町村役場からその写しを受領し、登録簿が確かに保管されているか、証書が確かに記載されているかを点検する。最終的には、各県執行部がその写しを保管する。⁽⁹⁾

したがつて、一七九二年の立法者は、王権よりもはるかに慎重に対処した。立法者は、身分証書を世俗化することだけでは満足しなかつた。立法者は、すべての市民に私権のうち

で本質的なものに対する保証を付与しようとした。

第三章 婚姻

旧制度の下で、婚姻は、二つの法（世俗法と教会法）によつて規制されていた。その両者とも、婚姻を秘蹟であると同時に契約であるとみなすことで一致していた。革命家たちは、

もはや婚姻を契約であるとしかみなさなかつた。彼らは、婚姻からあらゆる靈的要素を剥ぎとつた。しかも、この契約については、より自由にかつより簡易になし得るようにしなければならなかつた。また、事物の本性が許す限り、この（婚姻という）契約を、自由意思のみで展開しうる他の契約に近づけなければならなかつた。

教会法は、絶対的婚姻障碍がある場合でも、純潔と公序良俗を護るため、婚姻を行いやすくしようとした。人々は、たとえ両親の同意がなくても、女性は一二才、男性は一四才で婚姻することができた。

教会法は、安易であり寛大であったが、王国の身分法は、厳密かつ厳格なものであった。非合法で、破廉恥で不平等な男女の結合を妨げるために、国王は、婚姻公告だけでは満足

しなかつた。そこで、国王は、男性については三〇才、女性については二五才にいたるまで、両親の同意を要求した。たゞ、寡婦である女性が婚姻する場合であつても、両親の同意がなければ、相続権の剝奪と婚姻の無効、さらに死罪さえ課されたのである。⁽¹⁰⁾ カトリック教会は、宗教と道德しか視野になかつた。

さらに、国家は、ひたすら世俗の利害しか考慮に入れなかつた。アリストクラート層の長である国王は、自分の周りにひしめき合うエリートのために、社会秩序をそれにふさわしく維持しようとした。国王は、婚姻に打算の観念を導入した。婚姻を、二人の個人と言うよりは、むしろ二つの家名の結合であるとした。名譽が君主制の基礎であつたからである。すなわち、個人が身を捧げるべきものは、家門の名譽とその名譽に立脚している国家の榮光なのであつた。

諸権利の面で、個人を回復しなければならず、父親と国王の専制的権威から個人を解放しなければならなかつた。契約という思想は、まさに、要の石⁽⁵⁾の役割を担うものであつた。革命家たちは、婚姻を本来の契約と同じものとみなした。法は、婚姻を契約とするよう助長しなければならなかつた。制

約なきところ、自由は無限なり。

このため、人々は、(婚姻の)必要条件をできるだけ少なくするよう努めた。まず、教会が確立したあらゆる種類の婚姻障礙を廢止した。婚約、靈的親子關係⁽⁶⁾、洗礼の時の代父、代母と名付け子との關係、教会法の四親等内、すなわち又從兄弟の孫にあたる親族間の婚姻の禁止、あらゆる種類の特免を廢止したのである。これらは、いずれも大変なお金がかかるものであったし、田舎では、すべての住民が、いつでも何らかの意味で親族關係にあるため、(これらの婚姻障碍事由)

は、数が多く、教会法の適用を免れるためにたいへん多くのお金がかかるものであったから、あらゆる種類の特免を廢止したのである。最後に誓願の廢止が行われた。もはや國家は、世襲的階級⁽⁷⁾の利害にかかりずりあうのではなく、個人と社会のそれに関わるようになつたからである。⁽¹³⁾

革命家たちは、あらゆる煩瑣な形式を取り除いた。すなわち、婚姻前一週間の公示のみを必要条件としたのである。無意味に婚姻を遅らせるような婚姻に対する根拠のない差し止め請求を認めないこととした。父・母・後見人、その他から申し立てられる、婚姻を無効とするに足る根拠のある異議だけを認めることとした。⁽¹⁸⁾これらの異議申し立ての有効性についてもきわめて短期間に裁可されるべきものとした。⁽¹⁹⁾

しかし、いかに簡略されたとはいえ、形式主義は、依然として消えなかつた。トリエンント公会議の決定は、まだ生きていた。婚姻は、当事者の合意のみでは十分ではなかつた。婚姻關係の成立には厳肅な手続きが必要であった。宗教的性格から離脱できたとはいえ、結婚は、相変わらず厳肅で形式を重んずる契約であることに変わりはなかつた。

王権の定めた絶対的婚姻障碍も同様に廢止された。(婚姻に関する)三〇歳以下の者に対する両親の同意および夫婦間の宗派の同一もまた、もはや必要な要件とはならない。

教会法に対抗するためには、ローマ法に依拠し、王国法と闘うためには、自然法が根拠とされた。又從兄弟間の婚姻も、

伯叔父・甥と伯叔母・姪との間の婚姻も禁止されない。禁止されるのは、兄弟と姉妹間の、両親と直系姻族間の、さらに養父母と養子女間の婚姻だけである。⁽¹⁴⁾両親の同意は、二一才を越えた者(の婚姻)については、もはや必要ではない。最後に、男は一五才、女は一三才で婚姻することができる。この規定は、教会法のそれと非常に似ている。

第二節

革命家たちは、契約という思想を最後の結論にまで押し進め、司祭の婚姻、および特に、その離婚も許容するに至った。

一 一八世紀の宗教改革者、およびアベードゥサンピエール、モンテスキュー、ディドロは、司祭の独身制と闘つた。⁽²⁰⁾ 彼らは、独身制は、教会が変更できる戒律の項目の一つにすぎず、宗教にとっても何ら重要な意味を有するものではないし、また、社会にとっても有害な制度である、と言った。「フランスにおける四万人の主任司祭が八万人の子どもを持つならば、これらの子どもは、確かに、よりよく育てられ、国家は臣民や貴族を、さらに教会は、忠実な信者を獲得できるであろう、とアベードゥサンピエールは書いている。」⁽²¹⁾ 一七八九年、全國三部会への数多くの陳情書は、司祭の婚姻を要求していた。「残念なことに、しばしば夫婦の結合を邪魔することによって、司祭たちが容認している人倫に反することを避けるために、われわれは、この（陳情）項目を本質的なものとみなす」とヴェルサイユのバイイ裁判所管区の陳情書は言っている。⁽²²⁾

一七八九年以降、とりわけ、一七九〇年と一七九一年に、憲法制定議会は、婚姻の本質を審議し、次いで、婚姻の本質を純粹な民事契約とみなすという原則を打ち立てた。このとき、無数のパンフレットがカトリック教会の戒律の改革を要求した。⁽²³⁾ それらのパンフレットの作成者は、啓蒙思想家の議論を繰り返した。独身は、自然に反するものである。独身は、身体の仕組みに有害である。すなわち、想像力と官能への障害をもたらすだけである。⁽²⁴⁾ 独身は、社会にとって有害であり、有用な市民を奪い、社会の中に絶えず混乱と醜聞を持ち込んでいるからである。要するに、ここに、国民が教会の権威を借りずにその欲するように解決できる戒律の問題があるのである。旧弊の聖職者の抵抗にかかわらず、この改革は、日々、多くの信徒と司祭によって要求された。パリでは、一七九〇年以降、クルナン師がサン・テエンヌ・デュ・モンのディストリクト総会において、司祭が司式する婚姻を支持する動議を提出した。

彼らが言うには、「自然のもとも神聖なもくろみと、感情とに明白に反している慣習を、教会の中で大目に見てきたいわゆる教会法に対して、長い間にわたって、人々は反対して

きた。」これこそが、自然権である。いかなる法律といえども、人間からこの権利を奪うことはできない。さらに、「神といえども、自然の秩序の中にあるものを禁じることはでき(27)ない。」

一七九一年になると、聖職者たちは、婚姻し始めた。憲法制定議会は、婚姻する修道女には俸給を支払わない旨議決した。しかし、一七九一年九月一〇日、同議会は、修道女に年金を全額支払い続けることを議決した。一〇月一九日、ドゥローネ・ダンジェは、立法議会において、メース＝エ＝ロワール県の行政担当者からの陳情書を支持することを表明した。この陳情書は、議会に対して、婚姻したばかりの聖職禄受領者に俸給を支給するよう請願している。ドゥローネが言うには、国民の意向は市民のある階級に対し、独身を押しつけるものではない。つまり、自然が排斥し、いかなる法によってもこの階級が服従させられない状態に服従させることはできない。

(11)

イール＝エ＝ヴィレーヌの司教ル・コスは、(この見解に対し)

それは、「大きな誤りをおかすもの」であるとともに、「政治的にも不得策な動議」であり、「帝国を焼きつくす火」に油を

注ぐものでしかない」と抗議した。しかし、なされた陳情に反する法律は存在しないので、憲法制定議会は、正規の議事日程に移った。その当時、俸給の支払いを今後打ち切られる恐れのないことを確信した多くの司祭が婚姻した。司教たちは、これらの者に対する聖職者叙任を拒否し、時としては免職さえもし、さらにこれらの者に対する反抗に田舎の住民を駆り立てる。そこで、国民公会は、婚姻を原因とするカトリック司祭のいかなる免職をも無効とし、(ついで)、以下の議決を行つた。直接にせよ間接にせよ、司祭の婚姻に対し何らかの障害を設ける司教は、流刑に処せられ、かつ更迭されるであろうこと、また婚姻したすべての司祭は、その俸給を受けるであろうことを、さらに婚姻した司祭がその居住するコンミューーンの住民により脅かされた場合には、その者はいかなる地にも身を引くことができ、その受ける俸給はその者を迫害したコンミューーンの負担において支払われるであろうことを、議決した。

最後に、国民公会は、婚姻をした、またはその婚姻が公示されたカトリックの聖職者に、恐怖政治のまゝただ中で例外的なかつ貴重な特権を与えた。聖職者民事基本法によつて課

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

せれた宣誓をしなかつた司祭でさえも、「流刑に処せられる
ことも、禁錮重労働に服させられることもない」⁽³³⁾

二 婚姻に関する新しい概念は、当然、離婚という概念を
もたらした。それは、より重大な改革である。なぜなら、そ
れは、すべての市民の関心事であり、特定の階級のみの関心
事ではなかつたからである。

一七八九年に、離婚は、第三身分のいくつかの稀な陳情書
の中でのみ要求されたにすぎなかつた。⁽³⁴⁾ 特に、その要望がド
ーフィネ地方やプロヴァンス地方のオルレアン公のような何
人かの権勢のある人物によつて吹き込まれた農民によつて要
求されることもあつた。⁽³⁵⁾ 聖職者は、すでにその危険性を感じ
ていたし、(啓蒙)哲学の影響を恐れ、聖職者の陳情書のいく
つかで、離婚を支持するよつながらる要求を拒絶するよう
に全国三部会に求めた。⁽³⁶⁾ 聖職者(の見通し)は、間違つてい
なかつた。一七八九年以来、多くの書物やパンフレットは、
この重大な改革に向かつて、世論をかき立て、かつ動員する
ことに努めた。

オルレアン公の依頼を受けて、マルティニーは、「離婚法の
哲学的神学的政治学的著作」を作成した。ダントレーヴ⁽³⁷⁾、エ

ネ、ブショットは、慣習の観点そのものから離婚を要求した。⁽³⁸⁾

モンテニュ、シャロン⁽³⁹⁾、モンテスキュー、ヴォルテールの
抜粋で構成された陳情書は、国民議会に當てられたものであ
る。ランゲ⁽⁴⁰⁾と同様に、聖書に従つて離婚の正当性を証明しよ
うと試みた。また、ブショットと同様に、その制度の再建に

当たつて「理性と信仰との一致」を確立しようとした者もい
た。これらすべての著作とパンフレットに対する反応は直ち
に現われた。ラスティニヤックのシャ師⁽⁴¹⁾は、「離婚の創設に反
対する理性と信仰との一致」を証明しようとした。また、バ
リュエル師⁽⁴²⁾は、エネの書物に反駁した。この二つの陣営双方
において、人々は、その起源にまで遡り、歴史から汲み上げ
られた議論を持つて闘つた。最後には、理性と自然とを援用
するに際して、一方では教会の、他方では啓思想家の権威
に依拠し始めた。

三 いくつかの理由が離婚制度を成立させた。第一に、婚
姻を民事契約とみなす理論の論理的帰結である。聖職者は、
この主張に徹底して反抗したが、このことはよく承知してい
た。婚姻は、契約である以上、解消することができる。意思
が創設したことは、意思によつて解消される。いかなる契約

も不変のものではなく、それに全生涯を拘束されることははない。契約に拘束されれば、自由を放棄することになるが、自由は、譲渡不可能なものである。啓蒙哲学の精神に鼓舞され、内的関係にある事物を分離するよりはむしろ同一化し、それらに同じ規則を適用しようとした立法議会および国民公会の議員たちは、契約という概念からすれば、婚姻も計画に関する規定に従わせるべきだと考えた。しかし、婚姻は、特別の契約であるから、まじめに考へるならば、売買契約や賃貸借契約と比較するとはできない。したがつて、婚姻には、法的性質よりも、その現実的性質と社会的機能に、より適合した特別の規定を適用すべきであるという反論がなされないだろうか。

おそらく、議員たちの目から見ると、婚姻契約は、賃貸借契約や売買契約と同様の下に論ずることはできないものであった。それゆえに、当事者の年齢、同意、ある場合には、親族関係なども、婚姻契約の成立に必ず必要とされたのである。しかし、離婚制度を成立させるために婚姻を契約と同一視することは、単に法思想に立脚するものだけではなかった。実生活もまた、離婚を有益な制度として必要としたのである。

革命家たちは、離婚制度を要求する際、好んで社会的見地に立つて主張⁽⁴²⁾した。この制度は、夫婦および社会の幸福にとって必要なものである。（長い間）夫婦の双方が（お互に）嫌気がさしており、双方にとって、またおそらく子どもにとっても彼らの生活を耐え難いものとしている調和のとれない不幸な婚姻を永続させるべきなのであろうか。

旧制度の立法は、夫婦別居（制度）だけを認めていた。すなわち、カトリック教会の教義に背かないために、この立法は、事実上破綻した婚姻関係を法的には存続させたままにし、夫婦が、彼らに幸福をもたらし、かつ別の伴侶を得ることができた新たな婚姻を結ぶことができないようにしていった。夫婦は、鉄の鎖によってその意に反して依然として結合しているのである。

この立法は、道徳の名の下に、スキャンダルと姦通とを生み出し、また隣人の家族の平穏を乱し、混乱した秩序を鎮める代わりに無秩序を拡大させた。それ故に、この無益な夫婦別居制度を離婚制度に転換させ、またこの忌まわしい足枷から夫婦を解き放ち、さらに夫婦の固有の利益と社会の利益のために、新たな結合をする自由を夫婦に委ねよう。

我々は、断じて夫婦の絆を弱めることを欲しないであろう。

すなわち、愛し、かつ愛されている若い夫婦は、離婚を断じて考えてはいない。彼らは、その思いにおいては、全生涯を通じての婚姻を契約していることであろう。しかし、彼らがまもなく覚醒することとなる夫婦の間の熱情に身を委ねているのであるならば、その誠約を解消する手段を彼らに与えることになるのである。

未経験か、あるいは慎重さを欠いた夫婦が軽率に合意した不幸な婚姻は、離婚によって解消されるであろう。しかも、離婚は、不幸な婚姻のみを解消する。幸福な婚姻は存続し、夫婦が生存する限り継続される。離婚は、幸福な婚姻と不幸な婚姻とを判別するいわば試金石となるであろう。人間は幸福になる権利を持つ。現在その権利を持たないならば、少なくともいつの日にもそれを取得できる権利を人間に残そう。

第二に、夫の専制から妻を解放するためにも、離婚は必要である。「破滅をもたらす解消不可能な約束からの自由」を妻にも認めなければならない。今や、妻は、嫉妬深く、かつ、過度な夫の横暴と闘う武器を手中にする。妻は、もはや人知れず苦悩し、涙を流すこともなく、自己の意見を表明し、行動

することができるであろう。

第三に、両親および信教の自由は、離婚制度を要求する。なに故に、プロテスタントおよびユダヤ教徒に、その教義（宗派）が信徒に課していない戒律に従うことを強制するのか。⁽⁴³⁾ なに故に、信徒としての勤めを果たしていない信者を、彼らが認めていない教会の戒律に従わせるのか。その目から見れば危険に映る改革を断じて受け入れない小心なカトリック教徒は、不幸な結合のうちにとどまるか、または、夫婦別居で満足しているがよい。しかし、他の市民は、彼らの教義および良心が断じて認めていない慣習から自由に解放されるべきである。何人も抑圧されはならない。すなわち教会法の恩恵を享受するのもしないのも各人の自由なのである。

そのうえ、離婚が夫婦・家族、そして国家の幸福に適合したものであるならば、離婚は、宗教にも反していない。教会が必ずしも離婚に反対してきたわけではない。憲法制定議会および立法議会の議員たちは、そのことを声高に表明したがっていた。イエスの言行を忠実に記した『マタイによる福音書』によれば、キリストは、姦通を理由とする離婚を認めなかつたであろうか。それゆえ、離婚は、カトリック教会の始

祖の教えに反するものではなく、カトリック教会が（その後）変化してしまし、世俗権力よりも強力になり、次いで、様々に離教者たちによつて脅かされて、今や一つの教会にすぎなくなつてしまつた。そのカトリック教会が、本来の教義にはない理論を考案し、その理論に反して、いふところにすぎないのである。

原注

- (1) 『ナビエルの意見書 Opinion de Navier et d'Adam』 Archives nationales (云々) A. N. (アダム) AD XVIII c. t. 192.
- (2) 『ジョリエの草案 Projet de Jollivet』, *ibid.*
- (3) 『ゴヒエの意見書 Opinion de Gohier』, cf. art. 6 de son projet, *ibid.*
- (4) Héraut de Sechelles, Archives parlementaires (云々) A. P. (アダム) t. XL, pp. 79—80.
- (5) 民事上の身分に関するトクン（一七九一年九月）〇田＝（一五日）第一章第二条、同第五章第一条。
- (6) 同トクン、第四章第四節第四条。
- (7) 一七九一年九月）〇田のトクン第三章第一条规定。同第四章第四節第四条。
- (8) 同上「テクレ第二章第一条および第二一条。
- (9) 同上「テクレ第二章第一九、一〇—二一条。
- (10) 一六三九年のオルドナノス参照。国王顧問会議の決定（一六八一年一二月一三日）。一七三〇年一一月二二日の王宣。未成年の寡婦が父親の同意なしに婚姻するといふができないと判示した高等法院の判决（一六六三年三月一三日）。父親の承認なしに挙式した未成年男子の婚姻を無効とする刑事裁判所における判决（一六六六年一二月一八日）。偽の母親に自由に婚姻することを認めてもらつたクロード＝アベリヨイに五年間の漕役刑を言い渡した高等法院の判决（一七一四年七月一八日）。未成年女子を誘拐した罪により技芸親方ルイ＝ブリュイ・ヘル＝マティックを絞首刑に処するとする高等法院の判决（一七五八年四月二〇日）A. N., ADII, 20.
- (11) 『トクン＝マヤノンの報告 Rapport de Durand-Maillane』, A. P., t. XXVI, p. 168
- (12) Rouperroux (Alençon), *Duvau*, p. 318. これがの禁止事項は、「田舎の住民といひてたゞくわざるふ」。田舎では、親族關係がたいへん複雑であるため、意のままに結婚できない、特免を得るには、ふつや莫大な金がかかるのである。
- (13) *Rapport de Durand-Maillane*, *cité*.
- (14) 一七九一年のトクン第四章第一一条。
- (15) 同トクン第四章第一二三条「未成年者が、婚姻するため

は、その父または、母に対し承認を求めるなればならぬ」(一)

七年三月の民法典草案。第一篇第二章第四条)

(16) 一七九二年九月二〇日のデクル第四章第一条。

(17) 同デクル第四篇第二章第三条。

(18) 同デクル第三章一一一条、九条。

(19) 同デクル第三章第七条(第一種やま川田、再審やは一週間)

(20) Montesquieu, *Esprit des Lois*, liv. XXIII, chap. 21. №45

Diderot, *Œuvre complètes*, éd. Garnier, t. XIV, pp. 54-

59.

(21) Cité par Diderot, *ibid.*, p. 55.

(22) Cahier de Bois-d'Arcy (*Thénard*, p. 68)

Chalais, senech. de Saintes, A. P., t. V, p. 677.

District des Théatins à Paris, art. 25, *ibid.* t. V p. 136.

Chateaudouble (Draguignan), *Mireur*, p. 117.

Cahier de Bellocq (Béarn), 52, A. P., t. II, p. 275. 「懲罰」(修道女)が、懲罰の由来がやがな

がやがな。だがなぜ、肉体的の加減が自然法に反するといつてがや

がやがな。だがなぜ、絶望的な責め苦なしとは、自然がわれ

がやがな。だがなぜ、やがな。絶望的な責め苦なしとは、自然がわれ

がやがな。懲罰の欲求と永遠に決別するいわばやがな。がやが

がやがな。」

(23) ルネサンス・ド・トゥーラン、A. N. ADXVIII c. tome 37 2

ノーベル革命における民事立法

あるがゆゑで、Fauchet (Fauchet) は、この一七八九年の改革に反対したのはドヌエ (Fauchet, *De la religion nationale*, 8, 1789)。(Chassin, t. IV, p. 414) 「聖職者の独裁は、戒律の一つにすぎない。しかし、カトリックの教会では、それが初期の時代において生まれたいたとたん確かである。」(ムラテン系教會では、承認されないためか) まだ、

ムラテン系教會では、承認されないためか) まだ、ラテン系教會では、承認されないためか) まだ、この戒律は、非常に重要であつて、軽々こゝれを変更しようとしているがゆゑだ。」

(24) 「聖職者における貞節の徳の致命的結果——あることは宗教的独身制の廢止——」(一七八九年72pp.) を参考の上。

(25) 『市民となつた聖職者』あらはは宗教的独身制の廢止——」(一七八九年72pp.) を参考の上。

(26) 『ナショナルの同祭』ノードベーのモーティエ、国民議会の宗教者の独身制に關する第11書簡 Thiebaut, curé de

Sainte-Croix, député de Metz, 1790, *Seconde adresse à l'Assemblée nationale sur le célibat religieux.*】

(27) 『ナショナルの同祭』ノードベーのモーティエの總体によると、ある聖職者のないないた恥やくの提案に対するもの田舎同祭の返答 *Réponse d'un curé de campagne à la motion scandaleuse d'un prêtre faite dans l'assemblée générale du district de Saint-Etienne-du-Mont*. Paris, 1790. ——聖職者の婚姻に賛成の立場から提案をないないた著者が反対の立場

「*Juste remontrance à l'auteur d'une motion faite pour le mariage des prêtres, 1790.*」

(28) *Moniteur* 22, folio, t. V, p. 1221.

(29) 一七九二年一月一七日一二四の法律 (*Duvergier*, t. V, p. 107)。ヤーナーはオワーズ県の司教は、婚姻を理由として、その助任司祭に対する聖職者叙任を拒否した。

(30) 一七九三年八月一二四の「テクノ第1条 (*Duvergier*, t. VI, p. 97)

(31) 一七九二年七月十九日一二九日の法律 (*Duvergier*, t. VI, p. 37)

(32) 一七九二年七月十九日一二七日の法律、*同上*同年九月一七日6号 (*Duvergier* p. 37, *ibid.* p. 214)

(33) 共和暦第二年アラヌメーイ日一二〇日 (一七九四年一月十五日) のテクノ (*Duvergier*, *ibid.* pp. 351-352)

(34) 『テクノ第三身分、テトタノハシタマタマの陳情書』、第十六条 (A. P. t. V, p. 316) 「離婚は、認められぬ。なぜなら、解消ややな契約は、人間の秘々氣な性格に反するからやあね。」

(35) ハヤム・ムウーテル (ムラギ・ヤハのセネハニセ) は、第三身分の陳情書の中には、オルノン公が彼の代理人に与えた命令を記載する所を要求した。といふや、「おらの命令書の第一二条は、次のように記してある。不釣合的な結合、および別居による不幸とスキャンダルを防ぐための壁」の

方法として、離婚の創設を要求や。」 (*Mireur*, 11c. p. 12, シルヴァン公顧へよみと与へられた命令、録 11条)

(36) オラノンの聖職者 (A. P. t. IV, p. 267) 「*ム*」離婚を認める法律の制定を全国三議院に提案するだいば、われわれは、神法および公序良俗に違反する責任を、われわれの代表に譲り受けようとするだいば。」

スルの聖職者、*ibid.* p. 175 art. 26.

(37) *Ouvrage de 147 pp. juin 1789. A. N. ADXVIII c. 163.*
Antraigues, 1789」、『*トムス・ド・ボーチョット Observation du comte d' chotte, 1790, 1791*』 A. N. ADXVIII c. 162.

ハキ「離婚は〇一二四 *Du divorce*, 148pp., 1789」 A. N. ADXVIII c. 163

(38) 一七八一年、画書。

(39) 一七八一年、画書。
Légitimité du divorce prouve par les Saintes Ecritures, 1789】 A. N. ADXVIII c. 163. 異議は、文部省参考の

(40) 立法委員会の名で、ノオナール＝ローブ（一七四五—一八〇）の出身の弁護士、地区代表、第六区判事、立法議会議員 (一七九二年九月一二四) *Moniteur*, t. XIII, p. 640, *Journal des Débats* (一七九八年、議論を公表する目的) p. Gaultier de Blançaz より創刊された日刊紙。その

後、Bertin 兄弟などの努力で、体制が変わつての発行を続け、誌名も変遷したが、一九四四年まで発刊された。) t. XII, p. 241, 338' セドリック (Séguillez) *Moniteur*, t. XIII, p. 693.

(42) ロベール以外、すでに引用した「ル・セドリック」の著者に主張した。すなはち用したすべてのパンフレットが、A. N. ADXVIII c. 162, 163 及び一巻本で収載されている。

(43) 「シニティ」『離婚制度の確立のための理性と信仰の一致』(露西の考察 *Observation sur l'accord de la raison et de la foi pour le rétablissement du divorce*, chap. II (A. N. ADXVIII c. 162.)

(44) タヘルマーによると、「カトリック教会が、かつて離婚を認めたりとしなれば、教会は離婚を正当なものと考えていた」ということは明白である。ボーランム、「教会が離婚を許してしまないのが明らかであるから、今も教会は、そのように考へていることが証明されね」(Observ., p. 9)

エネは、その著書の第二篇で、婚姻不可解消制は、公理ではなくじつらうことを証明している。ル・モン・公會議において定められた教会法はこの点について、消極的であって、かつ明確に規定していない。

ブーショットは、著書第四章や「ル・モン・公會議の決議」に、離婚に反対する制度が扱っているのは、強制力を伴う法とはみなしがたい」と述べている。『最終考察』――五頁では、「ローマ教会の権力を増大させるために考案されたにすぎないものを、あなた方は拒絶してもよい。あなた方は、イエス＝キリストによって教えたことのみを述べ伝えればよし。」同書一六頁「諸君、あなた方は、この『考察』を読み、判断したまえ。諸君に向かって、神は、離婚を嫌悪されると言つて離婚に対する惡しき偏見を持たせている人がいる。しかし、実は、神は、離婚を認めておられるのだ。キリストの使徒は離婚を拒んだと謂われてゐる。しかし、実は、使徒は離婚を認めている。教会は、ずっと離婚を禁じたと言われているが、実は、教会は離婚を許容し、一一世紀の間、そのように教えたまつたし、その後も非難してはいないのだ」

訳注

① GOHIER, Louis (1746-1830) 政治家。ブルターニュの高級法廷の弁護士で、イール＝ヌ＝ヴィンヌ県出身の立法議会議員であり、一七九三年司法大臣となり、一七九九年には、統領政府下で議員となる。

② 立法議会は、行政機構を整備するため、上級地方団体に関する一七八九年一二月二二日「クランを採択し、全国をほぼ等しい面積の八三県 (département) に分割し、それらを各県を二十九の郡 (district) に分かみ、さらに各郡を小郡 (canton) に分けた。(野田、前掲書、五九〇ページ)

③ 一七九二年四月二〇日、立法議会は、ほぼ満場一致で、オーストリアへの宣戰布告を議決した。プロセイエンが中立を保つ

であるうところ予想が外れ、プロセイントもオーストリアに荷担し、これ以後、一二三四年間にわたるヨーロッパ、地中海地域を捲き込む大戦争が始まった。当初の予測に反して、フランス軍は連敗連敗を重ね、国内に侵入したオーストリア軍を撃退するもじみができない、その後の革命の軌道は大きくねじ曲げられた。

④ 一七九二年八月一〇日、ペリの民衆、地方からの連盟兵がテュイルリー宮を襲い、国王一家は、一時議会に身を寄せることがになる。その後、国王一家は、タンブル塔に幽閉され、九一年九月二一日、王政が廃止され、翌日共和政が宣言された。

⑤ 原語は、la pierre angulaire de l'édifice。

⑥ 原語は、affinité spirituelle。

⑦ 原語は、castes。マハトマ見られる社会組織。軽じて閉じた社会階層を指す。売官制などのことを考へると、必ずしもフランスの社会階層に近いとは言ひ難い。

⑧ 原語は、culte。意味から考へて、宗派と訳した。

⑨ 原語は、honnêtes gens。

⑩ 原語は、baillage。古くからの地方区分の一つ。トランシットハンジーム期には、裁判官区の一つとなっていた。トランヌ南部ではセネシャル裁判所管区 sénéchaussé と呼ばれる。全国三部会代表選出は前だといふ、バイイ裁判所管区がその基本単位とやれた。

事基本法により宣誓をおこなった（一七九一年）立法議会議員。恐怖政治の下においては収監されていたが、一七九五年に解放された。なお、イル＝エ＝ヴィニョーム県は、フランス西部の県名で、県庁所在地は、ナンス（Rennes）である。

⑫ *Moniteur universel* ジュル。一七八九年、パンターナ Panckouck が創刊した政治的新聞。主として、議会での討論を掲載し、好評を博した。一七九九年以降、政府の官報となる。

⑬ ANTRAIGUES, Emmanuel-Louis-Henri de Launay, comte d' (1755-1812) 政治論客、憲法制定議会議員。軍務にいた後、社交界で名を上げる。貴族の特権廃止に賛成し、革命に好意的だったが、革命の進展につれ反動化し、一七九〇年に亡命する。ヨーロッパ各地で情報機關をあやつり、王党派として、反革命運動を展開する。一七九七年イタリア追放後も、ルイ・フィリップを奉じて、ロシア、やがてロンドンへと移り、この地で暗殺される。

⑭ HENNET, Albin-Joseph-Ulpien, (1758-1828) 著述家、行政官。革命中は王党派だったが、慎重に行動し、革命を生きのびる。執政官時代はヨーロッパで財政官となり、やがて王政復古下では検地局に職を得る。金融、財政面からの絶対王制を擁護する。懷古趣味的な多數の著作を残す。

⑮ BOUCHOTTE, Jean-Baptiste-Noël, (1754-1840) 国民公会トの陸軍大臣。メバの富裕な家庭に生まれるが第三身分だつたため、兵卒として軍籍に入る。実力をもつて将校とな
⑯ LE COZ, Cladue (1740-1815). メバの司教や、聖職者民

り、一七九三年大佐。オーストリア軍に捕えられた（デュムーリエの裏切りで）ブルノンヴィル将軍の代わりに、革命精神とアンブレーラを守り切った実力をかわれて、満場一致で九三年四月に大臣に指名され、九四年三月まで在任する。北部国境、ライン、東部方面、ピレネー、わいに国内ではヴァンデの反乱の拡大と就任時から共和国成立以来最大の危機を迎える。兵員、装備、糧食すべてに不足した革命軍に、わいに派遣議員と將軍達との対立が加わり、三十万人動員令も、順調に進まなかつたが、「驚くべき勤勉と熱意」をもつて四ヶ月で目標をばば達成し、若くて能力のある Kléber, Moreau, Bonaparteなどの人材を將軍にすべ、九三年九月からの反抗に転ずるといふができた。ションド派の反感を買ひ、テルミニール後裁判にかけられるが、高潔な人柄のため無罪。メスに引退する。

- (16) CHARRON, Pierre (1541-1603) パリに生まれ、法学博士。パリ高等法院の弁護士。その後大説教家として南フランス各地を回り、一五八九年、モンテニョと親密な友情で結ばれる。ボルグーで「三つの真理」を出版。カオールの司教総代理、三巻本の「知恵について」を書く。「品行には非の打ちどころなく、著作からも行動からも、キリスト教の真理をなんら疑ひていなかつた」(ル・ペール)
- (17) LINGUET, Simon-Nicolas-Henri (1736-1794) ランスに生まれる。反フィロゾフ派としてやまざまな職業につき、パリで弁護士。ル・ラバール事件などで名を上げ、「民法理論」(一

七六七年)で宮廷にも名が聞こえる。デギヨン事件では傑作とされる弁論を書くが、過激な批判を書き、国外追放となる。ブリュッセルで『政治・社会・文芸紀要(アナル)』を出し、パリへ戻るが、ついにバスティーユに投獄される。反高等法院派としてヴェルサイユに認める。革命中はバンフォッシュを多数出し、立法議会議員。恐怖政治が始まり身を隠すが、ルイ十六世に手紙を出したことで革命裁判所から有罪とされ、処刑される。忘れた頃の思想家の一人。

- (18) CHAPT DE RASTIGNAC, Armand-Anne-Auguste-Antoine-Sicdire de (1726-1792) パリ・ル・アベスに生まれる。各地の修道院長を歴任。一七五五年、六〇年の聖職者会議の議員。八九年全國三部会に選出され、いねに右派に属する。演説者には選ばれなかつたが、学識豊かな信頼できる文書を書く。誠実、温和な性格によつて聖職者からの多大の尊敬を集め。九二年アヴィ監獄に収監され、いわゆる九月虐殺で殺害される。
- (19) BARRUEL, l'abbé Augustin (1741-1820) 反フィロゾフの最強の闘士の一人。イエズス会で教育を受け、トゥールーズで教える。会の追放後、オーストリア各地に滞在、ヴィーンで修辞学の教師。一七七四年帰仏、コンチ公の庇護を受け、『文芸年報』発刊に加わり、反フィロゾフの論陣を張る。その後『聖職者新聞』を独立で出し、九月虐殺の後、ロハシノに亡命。べークに迎えられる。精力的に反革命運動を続け、一八〇三年再び帰仏。ノートルダム聖堂名譽参事会員としてコンコルドを

大東法学第二五号

擁護する。ナポレオンに加担したとして批判されたが、引退し、静かに学究生活を送り、パリで死す。